

価格転嫁好事例集作成業務委託公募型プロポーザル実施要領

1 事業の趣旨

県内企業の価格転嫁を促進するため、価格転嫁好事例集作成等業務を委託するに当たり、次のとおり公募型プロポーザルを実施する。

2 業務概要

- | | |
|----------------------|---|
| (1) 業務名 | 価格転嫁好事例集作成業務 |
| (2) 業務内容 | 別添「価格転嫁好事例集作成業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）」のとおり |
| (3) 契約期間 | 契約締結日から令和7(2025)年3月31日(月)まで |
| (4) 委託料限度額 | 3,388,000円(消費税及び地方消費税を含む) |
| (5) 担当所属及び
問い合わせ先 | 〒320-8501 栃木県宇都宮市埜田1-1-20
栃木県産業労働観光部工業振興課地域産業担当
電話：028-623-3198
電子メール：kougyou@pref.tochigi.lg.jp |

3 参加資格 企画提案に参加する者は、次に掲げる要件を全て満たしていること。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4に規定する者に該当しないこと。
- (2) 競争入札参加者資格等(平成8年栃木県告示第105号)に基づき、入札参加資格を有する者であること。
又は、契約締結時まで資格を取得する見込みであること。
- (3) 参加表明書及び企画提案書等の受付期間において、栃木県競争入札参加資格者指名停止等措置要領(平成22年3月12日付け会計第129号)に基づく指名停止期間中でない者であること。
- (4) 民事再生法(平成11年法律第225号)の規定による再生手続開始の申立て、会社更生法(平成14年法律第154号)の規定による更生手続開始の申立て、又は破産法(平成16年法律第75号)の規定による破産手続開始の申立てが行われている者でないこと。
- (5) 栃木県暴力団排除条例(平成22年栃木県条例第30号)第2条第1号又は同条第4号の規定に該当しない者であること。

4 プロポーザル実施の手続

(1) 実施スケジュール

- | | |
|-------------------|--------------------------|
| ア 実施要領等の公表 | 令和7(2025)年1月7日(火) |
| イ 実施内容等に関する質問受付期限 | 令和7(2025)年1月10日(金)午後3時必着 |
| ウ 質問に対する回答 | 令和7(2025)年1月14日(火) 予定 |
| エ 参加表明書の提出期限 | 令和7(2025)年1月17日(金) 正午必着 |
| オ 企画提案書の提出期限 | 令和7(2025)年1月20日(月) 正午必着 |
| カ プロポーザル審査(書面) | 令和7(2025)年1月下旬予定 |
| キ 選定結果の通知・公表 | 令和7(2025)年1月下旬予定 |

(2) 実施要領等の配布

栃木県ホームページ（目的から探す-入札・公売-入札・公募（業務委託））からダウンロードすること。

URL(<https://www.pref.tochigi.lg.jp/kensei/nyuusatsu/koubo-itaku/index.html>)

(3) 質疑・回答

プロポーザル方式に参加するに当たり、質問事項がある場合は、簡易なものを除き、質問書（別記様式 1）により電子メールにより提出すること。

ア 受付期間：公募開始から令和 7 (2025) 年 1 月 10 日（金）午後 3 時必着

イ 質疑方法：電子メールにより、2 (5) 記載所属宛て提出すること。

※到着確認のため電話連絡を行うこと

ウ 回答期日：令和 7 (2025) 年 1 月 14 日（火）予定

エ 回答方法：質問及び回答は栃木県ホームページ（4 (2) の URL）に掲載する。

(4) 参加表明書の提出

プロポーザルへの参加を希望する者は、次のとおり参加表明書（別記様式 2）及び確認書（別記様式 3）を作成し、電子メールにより提出すること。

ア 提出期限：令和 7 (2025) 年 1 月 17 日（金）正午必着

※提出期限後に到着した応募書類は無効とする。

イ 提出方法：電子メールにより、2 (5) 記載所属宛て提出すること。

※到着確認のため電話連絡を行うこと。

※参加表明書の提出後に参加を辞退する場合は、令和 7 (2025) 年 1 月 17 日（金）午後 4 時までに辞退届（様式任意）を提出すること。

(5) 企画提案書の作成

企画提案書は、仕様書を熟読の上、以下のア～オに基づいて作成すること。

ア 規格：A 4 横型（カラー印刷）

原則日本工業規格 A 4 横型とする。

使用する言語は日本語、通貨は円とする。

イ 内容：様式は任意であるが、次の事項を含めること。

(ア) 企画提案書

a 実施計画及び業務スケジュール

b 業務遂行人員体制

c 類似事業の業務実績

d 費用見積額（消費税を含む総額及び必要経費の費目ごとの内訳を明記）

ウ 提出部数：9 部（正本 1 部、副本 8 部）

なお、審査の公正を期すため、副本は無記名とし、社名が類推できないよう作成すること。

エ 企画提案書は 1 者 1 提案とする。

オ その他：栃木県知事宛ての見積書の正本 1 部を提出すること。なお、見積書は必要な項目ごとに区別する（諸経費や消費税も区別する）とともに、企画提案書の見積額と整合させること。

(6) 企画提案書の提出

企画提案書等は次のとおり提出すること。

- ア 提出期限：令和7(2025)年1月20日(月)正午必着
- イ 提出場所：2(5)記載所属
- ウ 提出方法：持参又は郵送(書留郵便に限る。)
- エ 受付時間：平日の午前9時から午後5時まで(提出期限日については正午まで)

※郵送の場合は、到着確認のため電話連絡を行うこと

(7) 企画提案書等提出書類の取扱い

- ア 提出期限後は、提出書類の変更、差替、再提出若しくは撤回は認めない(審査に影響を与えない軽微なものを除く)。
- イ 提出書類は理由の如何を問わず返却しない。
- ウ 企画提案書等は、栃木県情報公開条例(平成11年栃木県条例第32号)に基づく公文書開示請求の対象となる。
- エ 県は、必要に応じて、追加資料の提出を求めることができる。
- オ 企画提案書等の作成及び提出に係る費用等、プロポーザル参加に要する経費はすべて参加者の負担とする。
- カ 参加者は、企画提案書等の提出をもって、実施要領等の記載内容に同意したものとみなす。
- キ 提出された企画提案書等は、審査に必要な範囲において、複製を作成することがある。
- ク 企画提案書等の著作権は、提案者に帰属する。
- ケ 企画提案書等に含まれる著作権、特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果、生じた責任は提案者が負う。

5 審査方法等

(1) 評価基準

別紙「評価基準」のとおり

(2) 審査方法

- ア 審査は書面に実施する。提出された企画提案書等の内容について、(1)に基づきプロポーザル選定委員の意見(採点・評価)を聴取し評価を行う。
- イ 各審査項目の評価点数の総和をもって、企画提案者ごとに各選定委員の評価点数を決定する。

(3) 契約候補者の選定方法

- ア 失格者を除いた者のうち、(2)による評価の総合点が最も高い者を契約候補者として選定する。
- イ 総合点が最も高い者が複数の場合は、見積書の金額が最も安価な者を契約候補者として選定する。
- ウ 企画提案者が1者であった場合、評価を行った上で、総合点が36点以上であれば、契約候補者として選定する
- エ 選定委員会は非公開とし、審査内容に係る質問や異議は一切受け付けない。

(4) 選定結果の通知・公表

契約候補者選定後、速やかに参加者全員に選定又は非選定の結果を通知するとともに、プロポーザル参加者数、契約候補者の名称等を栃木県ホームページ(目的から探す-入札・公売)で公表する。

(5) 失格事由

次に掲げる事項のいずれかに該当する者は、失格とする。

- ア 提出期限を過ぎて企画提案書が提出された場合
- イ 提出書類に虚偽の内容を記載した場合
- ウ 本実施要領に示した企画提案書等の作成及び提出に関する条件に違反した場合
- エ 見積書の金額が2(4)の委託料上限額を超える場合
- オ 評価の公平性に影響を与える行為があった場合
- カ 評価に係る選定委員に対して、直接、間接を問わず故意に接触を行った場合
- キ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行った場合

6 契約手続

- (1) 上記5(2)の選定委員会において選定された契約候補者と県との間で、委託内容、経費等について再度調整を行い、協議が調った場合、委託契約を締結する。
- (2) 契約候補者の企画提案書の著作権は、委託契約締結時点で栃木県に帰属する。
- (3) 契約代金の支払いについては、原則、精算払いとする。
- (4) 選定された候補者が、特別な事情等により契約を締結しない場合は、その理由を記載した辞退届を提出させるものとする。なお、この場合、次順位の者を候補者とする。
- (5) 契約書の作成に必要な経費は、全て受託者の負担とする。
- (6) 契約の手続並びに委託業務の実施において、使用する言語は日本語、使用する通貨は円とする。
- (7) 本契約は、立会人型電子契約サービスを利用した電子契約（契約書を電子データで作成し、押印に代わる電子署名と電磁的記録が改変されていないことが確認できるタイムスタンプを付与するもの）による締結を可とする（受注者が電子契約に同意しない場合は、紙の契約書により締結する）。締結には、発注者が指定した電子契約事業者の立会人型電子契約サービスを利用し、受注者は利用に係る費用負担が生じないものとする。なお、受注者は、契約締結に利用するメールアドレスを用意する必要がある。

7 プロポーザルの変更等

本プロポーザルが成立しなかった場合には、このプロポーザルの変更等を行うことがある。

8 その他

- (1) 委託業務における成果物の著作権は、栃木県に帰属するものとする。なお、契約期間終了後、栃木県が二次的著作物（著作権法（昭和45年法律第48号）第27条及び28条に規定する権利）を無償で利用するに当たり制限がある場合には、企画提案書にその旨明記すること。
- (2) 本プロポーザルへの参加により県から知り得た情報を他者に漏らしてはならない。

評価基準

- 1 評価項目及び各項目の配点は次のとおりとし、各選定委員（7名）が採点する。
- 2 失格者を除いた者のうち、評価の総合点が最も高かった者を契約候補者として選定する。
- 3 総合点が最も高い者が複数の場合は、見積書の金額が最も安価な者を契約候補者として選定する。
- 4 企画提案者が1者であった場合、評価を行った上で、総合点が36点以上であれば、契約候補者として選定する。

【評価項目及び配点表】

No.	評価項目	評価内容	評価点	加重比率	配点
1	業務内容の理解	・委託業務の目的や内容について十分理解しているか。 ・県内企業の価格転嫁に係る動向や、価格交渉等について理解しているか。	5	× 2	10
2	提案内容の優良性	・提案内容に具体性、妥当性、実現可能性があり、優れているか。 ・価格交渉が成功した県内企業について適切に選定できるか。 ・価格交渉に対するノウハウが分かりやすく記載された事例集を作成できるか。	5	× 2	10
3	提案内容の独創性	・既存の枠組みにとらわれることなく、独自の発想に基づく提案内容が含まれているか。	5	× 2	10
4	専門的知識	・業務を遂行するために必要な類似事例に関する知見や専門的知識を有しているか。	5	× 2	10
5	業務実施の確実性	・過去に類似の業務で実績を上げているか、これらの実績から成果が期待できるか。	5	× 1	5
6	業務遂行の安定性	・提案内容を遂行できる人員の体制及びスケジュール等となっているか。	5	× 1	5
7	業務成果の中立性	・適正公平な業務成果を示すことができるか。	5	× 1	5
8	必要経費	・業務内容に見合った適切な経費であるか。	5	× 1	5
				合計	60

【配点基準】

5	4	3	2	1
優	良	可	やや不良	不良